

一般廃棄物処分業許可証

令和 2 年 4 月 1 日

住 所 鳥栖市蔵上町 5 8 7 番地 1
 氏 名 株式会社 篠原建設
 代表取締役 篠原 隆行 様

鳥栖市長 橋本 康 志



鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 2 4 条第 2 項の規定により次のとおり許可する。

許 可 番 号	第 2 号
市内を管轄する 営業所の所在地	鳥栖市河内町 2 5 4 9 番地
取扱廃棄物の種類	・木くず（詳細については裏面に記載） ・がれき類（ " " ）
収集運搬及び、 処 分 の 別	処分（中間処理、最終処分）
営 業 の 区 域	鳥栖市内
許 可 の 期 限	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日
許 可 の 条 件	<p>① 関係法令に従い処分を行うこと。</p> <p>② 作業計画に従い処分を行うこと。</p> <p>③ 毎月 1 0 日までに前月の処分実績報告書を必ず提出すること。</p> <p>④ ここでいう「がれき類」は鳥栖・三養基西部リサイクルプラザで引き取らない一般廃棄物で<u>一般家庭から排出され、個人が持ち込んだもの（裏面の品目）</u>に限る。</p> <p>⑤ リサイクル困難なものについてのみ最終処分とすること。</p> <p>⑥ 毎月 1 0 日までに前月の処分実績報告書を必ず提出すること。</p> <p>⑦ 不定期に行う立入調査に応じること。</p> <p>⑧ 市長が必要と認める指示に従うこと。</p>

1 取扱い廃棄物の種類

- 木くず（根株、伐採木、末木枝条、草）
- がれき類（コンクリートブロック、スレート材、石膏ボード、瓦、レンガ）

2 施設概要

- 木くず

施設の種類	破砕施設（固定及び移動式）
施設名	コマツBR200T
処理品目	木くず、草
処理方法	破砕
処理能力	800 m ³ /日（8H）
設置場所	河内町 2549

- がれき類

施設の種類	破砕施設 （固定及び移動式）	破砕施設 （固定式）	最終処分場 （管理型）
施設名	デンドマン NE250J	プラスターボード	㈱篠原建設 処分場
処理品目	コンクリートブ ロック、スレート 材（石綿含有一般廃棄 物を除く）	石膏ボード	がれき類 （石綿含有一般廃棄物を除 く）
処理方法	破砕	破砕	最終処分
処理能力	1,792 t / 日	4.63 t / 日	27,607 m ³ 392,596 m ³
設置場所	河内町 2551-1	河内町 2551-1	河内町 2549 " 2551-1